ヘルパーステーションこだま ヘルパーステーションこだま 虹・東村山出張所の運営規程

(事業の目的)

第1条 西都保健生活協同組合が開設する指定訪問介護事業及び介護予防・日常生活支援事業 へルパーステーションこだま(以下「事業所」という)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の訪問介護員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立 した生活を営む事ができるよう、入浴・排泄・食事の介助その他の生活全般にわたる援助 を行う。
 - 2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を 図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。
 - 一、名称 ヘルパーステーションこだま
 - 二、所在地 東京都小平市美園町1丁目2番地16号
 - 三、名称 ヘルパーステーションこだま 虹・東村山出張所(サテライト事業所)
 - 四、所在地 東京都東村山市本町4丁目2番地32号

(職員の職種、員数、及び職種内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職種内容は次の通りとする。
 - 一、管理者 常勤1名 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
 - 二、サービス提供責任者 2名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護・介護予防・日常生活支援事業の利用の申し込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護・訪問型サービスの計画作成等を行う。

訪問介護員等 常勤換算 2.5 人以上(サービス提供責任者含む) 訪問介護員等は、指定訪問介護・訪問型サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。
 - 一、営業日 月~土曜日までとする。

ただし、年末年始(12月29日~1月3日)を除く。

- 二、営業時間 平日午前9時~午後5時・土曜日午前9時~午後12時40分までとする。
- 三、休業日 日曜日·祝日

(訪問介護の内容及び利用料等)

- 第6条 指定訪問介護の提供方法及び内容は次の通りとする。指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は厚生大臣が定めた基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスである時はその1割~3割の額とする。
 - 一、身体介護 起居の介助・オムツ交換・着脱介助・食事介助・排泄介助・入浴介助・移動 介助・清拭・洗髪・足浴・通院・外出介助・その他の介助
 - 二、生活援助 家事・炊事・掃除・整理・洗濯・買い物・関係機関との連絡・その他
 - 2、通常の事業の実施地域を越えて行なう指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業に要した交通費は、その実費を徴収する。
 - 3、前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける事とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、小平市・東久留米市・東村山市・清瀬市とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。

(高齢者虐待防止の対応)

- 第9条 利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に揚げるとおり必要な措置を講じます。
 - 一、定期的に研修等を実施し、従業員の人権意識の向上、知識や技術の向上に努めます。
 - 二、虐待防止委員会を定期的に開催し、会議内容について職員へ周知します。 (委員会については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。)
 - 三、虐待防止のための指針を整備していきます。

(身体拘束等の適正化の推進)

第10条 訪問介護員等は、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとし、やむを得ず行う場合にはその態様及び時間、利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

(ハラスメントについて)

第11条 職場におけるハラスメントによって就業環境が害されることを防止し、適切なサービスを提供できる体制が確保出来るよう努めます。

(事業所における業務継続計画について)

第12条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続に向けた計画の策定、研修の実施、訓練を実施していきます。

(事業所における感染対策について)

第13条

- (1) 感染症予防・拡大防止のための委員会を設置、定期的に会議を開催し、その内容について職員へ周知徹底を図ります。
- (2) 感染症予防・拡大防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、感染症予防・拡大防止のための研修等を定期的に実施します。

(事故発生時の対応)

第14条 利用者に対して行う訪問介護の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対して行った訪問介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(その他の運営についての留意事項)

- 第15条 訪問介護事業所は、訪問介護員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - 一、採用時研修 採用時に行う。
 - 二、継続研修 年1回~2回行う。
 - 三、毎月、定例の研修会または事例検討を行う。
 - 2、従業者は職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3、従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者 がなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とす る。
 - 4、この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、西都保健生活協同組合法人と事業者 の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は、平成13年9月3日から施行する。

平成24年 2月15日 改定

平成25年 8月 1日 改定

平成25年10月 1日 改定

平成26年11月 1日 改定

平成28年 2月 8日 改定

平成28年 9月 1日 改定

平成29年 1月 1日 改定

平成30年 4月 1日 改定

令和1年 10月 1日 改定

令和3年 4月 1日 改定

令和6年 4月 1日 改定